

都内の病院開設者 様

東京都福祉保健局医療政策部長

(公 印 省 略)

病床が全て稼働していない病棟等を有する医療機関における 病床の稼働について

平素から都の医療行政の推進について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 2 月 7 日付医政地発 0207 第 1 号による厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」により、過去 1 年間に病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関に対する都道府県の対応が示されているところです。

加えて、病棟は稼働しているものの、過去 1 年間使用していない病床が、病床機能報告により、数多く見受けられます。

つきましては、非稼働病棟及び非稼働病床（以下「非稼働病棟等」という。）を有する医療機関において、下記のとおり平成 32 年（2020 年）3 月末までに非稼働病棟等を解消していただきますよう、御協力をお願いいたします。

記

1 目的

配分されている既存病床が各医療機関において適切に稼働運営されること

2 対象の医療機関

- (1) 平成 30 年 3 月 31 日以前より一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟を有する病院
- (2) 平成 30 年 3 月 31 日以前より一度も入院患者を収容しなかった病床を 20 床以上有する病院

3 対象の医療機関が行うこと

平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までに次のいずれかの対応を行ってください。

- (1) 稼働していない病床を稼働して、病棟を再開する。
- (2) 非稼働病棟等の「具体的対応方針」を東京都に提出する。

※ 「具体的な対応方針」とは、病床稼働までのスケジュール、医療従事者の確保に係る方針や資金調達計画など病棟再開に向けた具体的な計画のこと
上記(1)、(2)の見通しが立っていない病院は、なるべく速やかに東京都まで御連絡ください。現況を確認した上で、個別に助言・指導を行います。

また、病床を稼働する予定がない等の理由で病床を返還する場合も、東京都へ御連絡ください。必要な手続を御案内します。

4 平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までに 3 (1)、(2) を行わなかった場合

- (1) 地域医療構想調整会議に出席し、次の事項を説明してください。
 - ・病棟等を稼働していない理由
 - ・当該病棟等の今後の運用見通しに関する計画
- (2) 上記(1)の会議後、国通知「地域医療構想の進め方について」（添付資料 2）のとおりに対応を求める場合があります。

5 その他

平成 30 年 4 月 17 日付 30 福保医安第 32 号「病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関における病床の稼働について」で示した対象の医療機関のうち、平成 31 年 3 月 31 日までに非稼働病棟を再開していない又は具体的対応方針を示していない医療機関につきましては、地域医療構想調整会議で説明していただく必要がありますので、別途ご連絡いたします。

【資料】

- 別紙 1 「非稼働病棟等を有する医療機関の対応の流れ」（イメージ図）
- 別紙 2 「地域医療構想の進め方について」（平成 30 年 2 月 7 日付医政地発 0207 第 1 号）
- 別紙 3 「都道府県知事の権限の行使の流れ」
（平成 30 年 1 月 22 日 第 12 回医療計画の見直し等に関する検討会資料より）

問合せ先

【地域医療構想調整会議に関すること】

東京都福祉保健局医療政策部医療政策課 保健医療計画担当
電話 (03) 5320-4425 (ダイヤルイン)

【病床の取り扱いに関すること】

東京都福祉保健局医療政策部医療安全課 医務担当
電話 (03) 5320-4431 (ダイヤルイン)